

山形県立博物館化石木（埋没樹木）台座作成設置等業務委託 仕様書

山形県立博物館化石木（埋没樹木）台座作成設置等業務委託の仕様は次のとおりとする

1 委託業務の内容

本業務は、次に掲げる内容を基本とする。なお、下記業務項目の通り、業務着手時に工程表を作成のうえ、発注者と協議を行うこと。

① 館内スペースへの移設及び固定作業

現在屋外に保管されている化石木を館内に移設して修復作業ができる形で固定すること。また、館内に設置する際、8月下旬頃に化石木の燻蒸を行う予定のため、燻蒸用のビニールを固定する土台を設置すること。化石木を固定する期間は、新規展示コーナーが完成する3月上旬（予定）までとする。

館内に移設する際、搬入口の寸法から化石木が搬入できないことを事前に確認している。別業務の発注となる化石木の修復業者を含めて調整のうえ、適切な位置で切断を行うことを予定している。

② 新規展示コーナーへの移設及び設置作業

館内移設後に固定した場所から、新規展示コーナーへ化石木を移設すること。また、新規展示コーナーの設置に際して、化石木の展示に係る演示具の設計及び制作を行うこと。化石木の設置角度・設置位置に関しては、発注者側から指示するものとする。

※化石木の切断や修復に係る作業、燻蒸作業、新規展示コーナーの設計及び工事は、別業務の発注となるため作業は含まないが、適宜作業及び工程の調整を行うこと。

2 業務報告

上記「1 委託業務の内容」に係る実施結果をとりまとめた報告書を次により提出する。

- ① 作業報告書（工事写真、適宜制作した図面等） 2部
- ② 電子媒体（電子データを記録したDVD等） 1部

上記のほか、必要なものについては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。